

環境活動レポート

H27 年 11 月～H28 年 10 月

有限会社星山商店 認証番号 0001492

《 ご 挨拶 》

有限会社星山商店は 1965 年創業以来資源回収業として歩んでまいりました。

私共の活動は自然環境に対する貢献が大きいことを重く受け止め、次ページの環境方針を基に環境活動を展開し、地球環境にやさしい企業としてあるべく、環境への配慮も企業活動の大きな役割としてとらえ新たな一歩をあゆみだしました。

近年は一般廃棄物収集運搬、産業廃棄物収集運搬も行い、産業廃棄物においては排出業者様へのリサイクル提案をさせて頂いております。

以下「環境活動レポート」としての取り組みをまとめましたので、私たちの取り組みをご高覧の上、ご指導、ご指摘をいただき次の環境活動に活かして行きたいと存じます。

有限会社 星山商店

代表取締役星山徳一

《 目次 》

I. 環境方針	P-1
II. 事業活動の規模	P-2 P-3 P-4 P-5 P-6
III. EA21 推進体制	P-7
IV. 環境目標とその実績	P-8 P-9
V. 環境活動の取組計画と評価	P-10
VI. 環境関連法規制の遵守	P-11
VII. 代表者による全体評価と見直し結果	P-11

I . 環境方針

< 基本理念 >

(有)星山商店は、廃棄物の収集運搬業者として環境に優しい収集・運搬業務に心がけ、かつ廃棄物のリサイクル推進活動を行い地球環境保全に配慮し、持続的発展社会の実現に向けて貢献いたします。

< 基本方針 >

1. 事業活動において関係する法令、規制を守り業務にあたります。
2. エコドライブによる環境負荷への低減の為、アイドリングストップ及び収集ルート効率化を図り、CO2 排出を抑制します。
3. 事務用品は、基本的にエコマーク商品やグリーン購入に限り環境に配慮した製品を使用しています。
4. 収集運搬業者としての社会的・環境的位置づけを再確認した上で、事業者から出る廃棄物量の抑制の指導や、リサイクル化への提案をしていきます。
5. 環境保全に関する目的・目標を設定し、取組結果を点検・評価することにより環境マネジメントシステムの継続的改善につなげていきます。
6. 環境理念・方針を積極的に開示し、地域社会とのコミュニケーションをはかり信頼構築に努めます。

～ この環境方針は、社内外に公表します ～

2013年 1月31日

有限会社星山商店

代表取締役 星山徳一

Ⅱ．事業活動の規模

事業者及び代表者名

有限会社 星山商店 法人設立 平成 14 年 11 月 25 日（昭和 40 年 創業）

代表取締役社長 星山徳一

所在地

〔本社〕 〒374-0039 群馬県館林市美園町 26 番 14 号

TEL 0276-72-3631 FAX 0276-72-5622

〔邑楽事業所〕 2,959 平方米 〒370-0614 群馬県邑楽郡邑楽町赤堀 3751 番 1

《平成 20 年 6 月完成 並びに営業開始・平成 25 年 2 月増設》

TEL 0276-60-4036 FAX 0276-60-4037

E-mail hoshiyama@apricot.ocn.ne.jp

URL www.hoshiyama-s.com

環境管理責任者及び担当者連絡先

環境管理責任者： 専務 星山 高德

担 当： 事務局 遠藤 婦美江

事業内容

【総合資源回収業】

【古物商】

群馬県 許可番号 第 421130153900 号 取得年月日 平成 15 年 4 月 4 日

【一般廃棄物収集運搬業】 2 年毎の許可申請

館林市 許可番号 第 661 号 有効期限 平成 30 年 9 月 30 日

千代田町 許可番号 第 28-10 号 有効期限 平成 30 年 3 月 31 日

板倉町 許可番号 第 3 号 有効期限 平成 30 年 4 月 30 日

大泉町 許可番号 第 27-14 号 有効期限 平成 29 年 7 月 3 日

邑楽町 許可番号 第 15 号 有効期限 平成 29 年 6 月 30 日

佐野市 許可番号 第 59 号 有効期限 平成 29 年 6 月 30 日

【産業廃棄物収集運搬業】 5 年毎の許可更新

群馬県 許可番号 01000101065 取得年月日 平成 14 年 12 月 25 日 有効期限 平成 29 年 12 月 24 日

埼玉県 許可番号 01104101065 取得年月日 平成 15 年 1 月 6 日 有効期限 平成 30 年 1 月 5 日

茨城県 許可番号 00801101065 取得年月日 平成 15 年 1 月 15 日 有効期限 平成 30 年 1 月 14 日

東京都 許可番号 13-00-101065 取得年月日 平成 17 年 12 月 19 日 有効期限 平成 32 年 12 月 18 日

栃木県 許可番号 00900101065 取得年月日 平成 15 年 1 月 23 日 有効期限 平成 30 年 1 月 22 日

千葉県 許可番号 1200101065 取得年月日 平成 15 年 2 月 12 日 有効期限 平成 30 年 2 月 11 日

【取り扱う産業廃棄物の種類】

※積み替え保管を除く

産業廃棄物の種類	
燃え殻	汚泥
廃油	廃酸
廃アルカリ	廃プラスチック類(自動車は除く)
紙くず	木くず
繊維くず	動植物性残さ
金属くず(自動車等破砕物は除く)	ゴムくず
がれき類(石綿含有産業廃棄物を含む)	ガラス・コンクリートくず及び陶磁器くず (自動車等破砕物は除き、石綿含有産業廃棄物を含む)

〔群馬県・栃木県 上記 14 種類〕

〔埼玉県・茨城県 繊維くず・ゴムくずを除く 上記 12 種類〕

〔千葉県・東京都 繊維くず・ゴムくず・燃え殻を除く 上記 11 種類〕

【収集・運搬の単価について】

トラックの種類・回収時の走行距離・積荷の状態や重量などにより収集・運搬の単価には変動があります。

排出事業者様へ御見積書のご提示・御契約書の締結により決めさせて頂いております。

事業規模

資本金 : 8,000,000 円

邑楽事業所 : 2959 平方米 (群馬県邑楽郡邑楽町赤堀 3751 番 1)

車両種類	台数
4 t パッカー車	6 台
2 t パッカー車	3 台
4 t 平ボディ	2 台
2 t ダンプ	2 台
4 t アームロール	1 台
7 t アームロール	3 台
3 t クレーン	1 台
7 t クレーン	1 台
7 t 平ボディ	2 台
8 m3 コンテナボックス	90 台
6 m3 コンテナボックス	5 台
2 m3 コンテナボックス	10 台
1. 5 m3 コンテナボックス	30 台

活動規模		単位	H26 年度	H27 年度	H28 年度
処理代	産業廃棄物	百万円	161	195	173
	一般廃棄物	百万円	7.4	7.7	11
売上高		百万円	464	493	441
従業員		人	18 人	19 人	19 人
床面積 (事務所)		m2	158.16	158.16	158.16
敷地面積 (トラックヤード・邑楽事業所)		m2	3,931	3,931	3,931

【受託した廃棄物の処理量】

平成 28 年度（平成 27 年 11 月～平成 28 年 10 月）

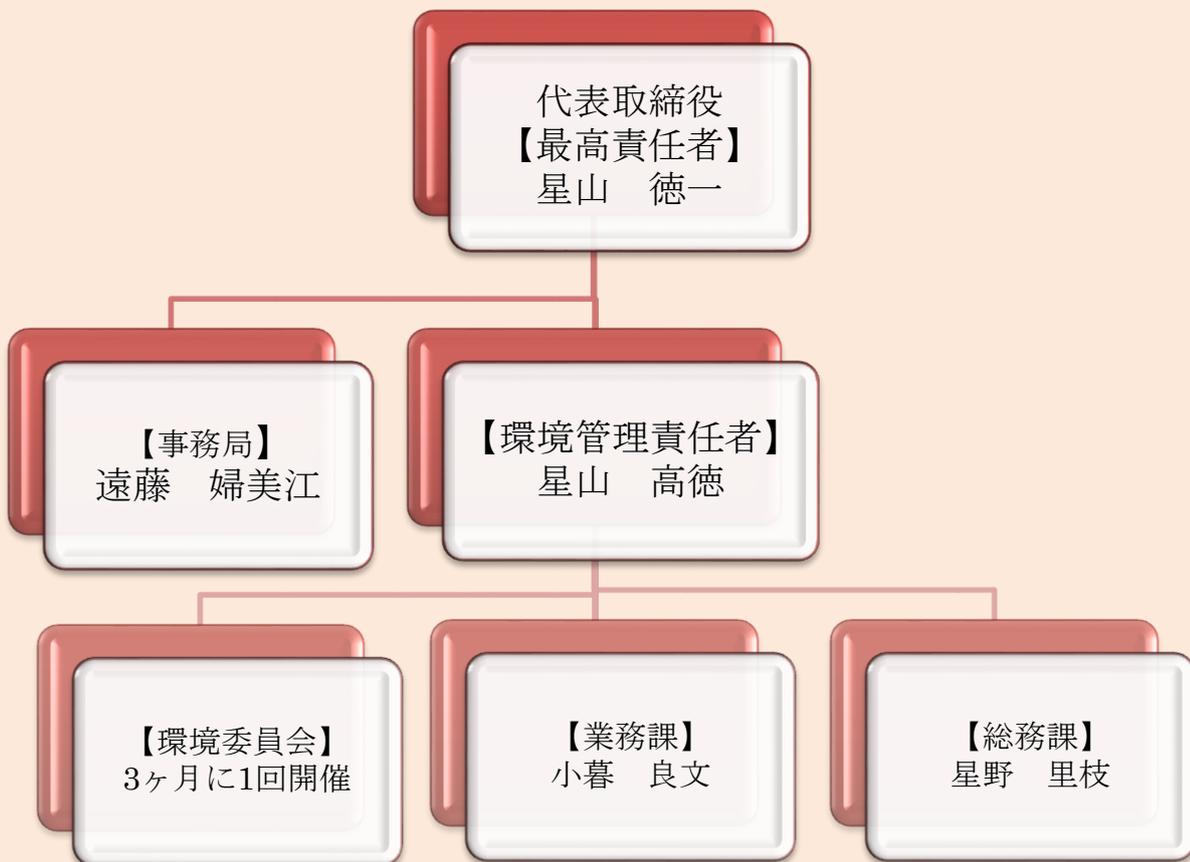
産業廃棄物種類	数 量
廃プラスチック類	2,577,961kg
動植物性残渣	1,423,581kg
金属屑	35,603kg
汚泥	2,532,429kg
木くず	1,047,400kg
ガラス・陶磁器くず	34,950kg
廃油	11,665kg
燃え殻	6,010kg
がれき類	68,600kg
一般廃棄物収集運搬〔事業系〕	数 量
可燃物	412,730kg
不燃物	1,490kg
資源等	5,470kg
一般廃棄物収集運搬〔一般家庭〕	数 量
可燃物	1,541,480kg
不燃物	446,180kg

【受託した資源物の処理量】

平成 28 年度（平成 27 年 11 月～平成 28 年 10 月）

資源物種類	数 量
金属くず	1,995,117kg
段ボール	2,864,890kg
廃プラスチック類（リサイクル）	56,288kg

Ⅲ. E A 2 1 推進体制



職 名	役 割
専務取締役	最高責任者。環境方針を制定し、システムの見直しをする。
取締役	環境管理責任者。環境委員会を運営する。 構築・運用に関する情報を最高責任者に提供する。
総務	事務局（環境管理責任者補佐）
環境委員会	環境管理責任者が11月、5月に招集して開催する。 最高責任者、環境管理責任者、事務局が出席する。

IV. 環境目標とその実績

〈H 27.11/1～H 28.10/31〉

当社に於ける平成 22 年度(平成 22/11/1～平成 23/10/31)の環境負荷実績を基準とし、平成 26 年度から平成 28 年度までの目標を下記のとおり新たに定め活動を開始した。

1. 主要な環境目標と環境負荷・実績

項目		平成 22 年 11～ 平成 23 年 10 月 (実績)	目標 値	平成 26 年 11 月 平成 27 年 10 月 (実績)	目標 達成	平成 27 年 11 月 平成 28 年 10 月(実 績)	目標 達成
軽油	消費量(ℓ)	86,355.62	1% 削 減	112,517.84	1.3% 増 ↑	110,849.57	1.3% 増 ↑
	二酸化炭素 排出量(kg-O ₂)	226,626		295,285		290,906	
	原単位	0.21		0.22		0.25	
ガソリン	消費量(ℓ)	4,939.84	2% 削 減	4,518.37	0.9% 減 ↓	4,291.74	0.9% 減 ↓
	二酸化炭素 排出量(kg-O ₂)	11,468		10,490		9,963	
電力	消費量(Kwh)	18,104.00	1% 削 減	18,623.00	1.3% 増 ↑	18,034.00	1.0% 増 ↑
	二酸化炭素 排出量(kg-O ₂)	6,843		7,151		6,925	
水道	使用量(m ³)	106.00	1% 削減	132.00	1.2% 増 ↑	132.00	1.2% 増 ↑
	使用量(m ³ /人)	6.2		6.9		6.9	
事業所内廃棄物	使用量(kg)	900.00	1% 削減	820.00	1% 減 ↓	800.00	1.2% 減 ↓
グリーン購入	—	事務用品は グリーン購入 を基本とする	継続	グリーン購 入を 基本とした	達成	グリーン購入を 基本とした	達成
本業での取り組み	リサイクル 提案件数	10	10	10	10 達成	10	10 達成

※ 排出係数：東京電力 0.384kg-CO₂/kwh

V. 環境活動の取組と評価・次年度の取組み

環境活動計画	評価・次年度の取組
<p>① 酸化炭素排出量の削減</p> <p>平成 28 年度の実績に対して 平成 29 年度に 1%削減する。</p> <p>『目標達成手段』</p> <p>1.電力の削減</p> <ul style="list-style-type: none"> ・照明・PC電源不要時のOFFの推進 ・エアコン清掃の実施 ・エコドライブ推進 ・社用車の点検・整備 ・原因分析と削減方法の検討 ・電力、ガソリン量の集計 <p>2. 自動車燃料使用の削減</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定期的な整備の実施 ・エコドライブの実施 	<p>排出量は減っているが。原単位での比較では、削減されていない。エコドライブの講習を計画。</p> <p>今後も、削減に努力したい。</p> <p>不要時の節電徹底。</p> <p>年 2 回、清掃実施とする。設定温度・節電の表示。</p> <p>法令により実施。</p> <p>更なる追及に心がけたい。</p> <p>ハイブリット車を使用。</p> <p>法令により実施。</p> <p>年 1 回 外部講習者の講習会実施。</p>
<p>② 廃棄物の削減</p> <p>平成 28 年度の実績に対して 平成 29 年度に 1%削減する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・分別ルールの徹底 ・廃棄物置き場の整備 ・裏紙使用ルールの徹底 ・原因分析と削減方法の検討 	<p>事業所内の分別ごみ箱の接置。</p> <p>社内資料のみの使用の徹底。</p> <p>今後も常に削減を心がけて行く。</p>
<p>③ 総排水量の削減</p> <p>平成 28 年度の実績に対して 平成 29 年度に 1%削減する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・毎月のメーターを確認する ・節水表示 ・増量ノズルへの交換 ・トイレの節水 ・原因分析と削減方法の検討 	<p>給湯室に節水の表示。</p> <p>トイレタンクに節水パットの設置。</p> <p>今後も節水に努める。</p>
<p>④ グリーン購入</p> <p>事務用品はグリーン購入を基本とする。</p>	<p>達成状況 【○】</p>
<p>⑤ リサイクル提案の推進</p> <p>一年で 10 件の提案をする</p> <ul style="list-style-type: none"> ・従業員への勉強会 ・個人提案 	<p>達成状況 【○】</p> <p>前年度に対し、10件提案を増加する。</p> <p>これからも提案を続けて行きたい。</p>

VI. 環境関連法規制の遵守状況

(1) 当社に適用となる主な環境関連法規

法規制等の名称	遵守状況
・古物営業法	遵法 平成 27 年 11 月 1 日
・貨物自動車運送事業法	遵法 平成 27 年 11 月 1 日
・自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別処置法	遵法 平成 27 年 11 月 1 日
・廃棄物の処理及び清掃に関する法律	遵法 平成 27 年 11 月 1 日
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令	遵法 平成 27 年 11 月 1 日
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(一般廃棄物)	遵法 平成 27 年 11 月 1 日
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(産業廃棄物)	遵法 平成 27 年 11 月 1 日
・フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律	遵法 平成 27 年 11 月 1 日

(2) 自社の違反はありません

環境関連法規への違反はありません。なお、関係当局よりの違反等の指摘は過去三年間ありません。

VII. 代表者による全体評価と見直し結果

社内において環境意識に変化が見られ、活動への理解は深まってきている。しかし運搬車両においてはエコ・ドライブへの意識向上、事務所では光熱費の削減による二酸化炭素排出量の低減を目指し意識する事を心がけてもらいたい。